

# カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2017 年 2 月

## 世界貿易機関(以下「WTO」)の「貿易円滑化協定」が正式に発効

「貿易円滑化協定」加盟国数が発効要件の WTO 加盟国の 2/3 を上回ったことで、同協定は 2017 年 2 月 22 日から本格的に施行する。中国は 2015 年 9 月から同協定を受け入れ、これにより、中国は貿易手続のシングルウィンドウ化を推進し、通関手続時間短縮を実施し、加工用輸出貨物の再輸入免税、WTO 加盟国間の税関の連携など経過措置の移行期間が設けられている。その他に通関手続及び通関関係書類の簡素化、輸出入費用徴収も規範化して即時施行される。同協定によって、中国製品の競争力も向上し、外資系企業の投資環境は改善され、中国の貿易相手国にも利便性が高まることになる。また、中国製品輸出の通関システムも利便化されるため、同協定の発効は、世界的に貿易平均コストが削減し、通関手続の迅速化を促進した。

## 10 部門が科学技術イノベーション促進に向けた輸入関税政策弁法を公布

財務部、税関総署及び国家税務総局が共同して「第 13 次 5 か年計画期間の科学技術イノベーション促進に向けた輸入関税政策に関する通知」(財関税[2016]70 号)を発行したのに続き、財務部、教育部、国家発展改革委員会、科学技術部、工業・情報化部、民政部、商務部、税関総署、国家税務総局及び国家新聞出版广电总局の 10 部門が共同して 2017 年 1 月 14 日付けで「科学技術イノベーション促進に向けた輸入関税政策管理弁法に関する通知」(財関税[2016]71 号)を公布し、科学技術イノベーションを促進し、輸入関税政策を具体的に明確にした。同通知はすでに 2016 年 1 月 1 日から施行されている。

## 税関が通関業務のペーパーレス化の適用範囲を拡大

税関総署は、2017 年 2 月 3 日付けで「通関業務のペーパーレス化の適用範囲の拡大に関する公告」(税関総署公告 2017 年第 8 号)を公布し、通関業務ペーパーレス化の適用企業をすべての信用格付レベルまで拡大した。これにより通関業務のペーパーレス化改革を一層促進し、貿易利便化の促進を図る。企業は、管轄税関及び第三者認証機関(中国電子通関データセンター)と、電子データ使用許諾書を締結することで全国の税関において複数の契約締結の必要がなくなり、直接「通関業務ペーパーレス化」を適用できるようになる。

## 外商投資企業の登録手続に関する公告

商務部は、2016 年 10 月 8 日付けで「外商投資企業の設立・変更届出管理暫定弁法」(商務部令 2016 年第 3 号)を公布した。同弁法は、外商投資参入許可の特別措置の適用対象外の外商投資企業に対し、設立及び変更手続を審査制から届出制に変更した。その後、税関総署は改革の移行業務を推進するため、2017 年 2 月 3 日付けで「外商投資企業の登録手続に関する公告」(税関総署公告 2017 年第 9 号)を公布した。税関は、輸出入貨物の荷送人・荷受人の登録手続を申請する外商投資企業(台湾、香港、マカオ、華僑の投資企業を含む)の中、商務部が発行する「外商投資企業設立届出受理書」又は「外商投資企業変更届出受理書」を取得済みである場合、「外商投資企業許可証」の提出を不要にした。

## アジア太平洋貿易協定における中国・韓国間の原産地証明書の電子情報交換システム稼働の関連事項に関する公告

税関総署は、2017年2月4日付けで「アジア太平洋貿易協定における中国・韓国間の原産地証明書の電子情報交換システム稼働の関連事項に関する公告」(税関総署公告 2017年第10号)を公布し、アジア太平洋貿易協定に基づく輸出入貨物の通関手続きの利便性の促進を図る。これにより、輸入申告者は2月8日から、同協定国・韓国を原産地とする貨物を申告する場合には関連規定に従い「原産地証明書提出不要」と輸入申告書に記入する。税関は、関連する原産地証明書の電子情報を入手し、同情報が輸入申告者の申告内容と一致していることを確認すれば、通常、輸入申告者に対し原産地証明書原本の提出を求めない。ただし一致しない場合は当該申告書を却下する。税関が5月10日までに関連の原産地証明書の電子情報を入手できない場合、輸入申告者は、原産地証明書の原本を提出して申告する場合には協定税率を適用することができる。税関が5月11日以降も関連の原産地証明書の電子情報を入手できない場合には、輸入申告者は原産地の追加申告手続きを行い、協定税率を申請申告し、関連貨物担保通関手続きを申請することができる。アジア太平洋貿易協定国である韓国が原産地である貨物をコンテナ輸送する場合、税関が関連する原産地証明書の電子情報をすでに入手しており、輸入申告者が関連貨物のコンテナ番号、コンテナ・シール番号が輸送過程で変更されていないことを証する書類を提出できる場合、直接運送の要件に合致していると容認する。

## 国家税務総局が輸入増値税の控除管理を強化

国家税務総局は、関税納付書により控除税額を偽証する犯罪行為を防止するため、2017年2月13日付けで「税関輸入増値税の控除管理の強化に関する公告」を公布し、全面的に関税納付書の照合水準を高め、輸入増値税の控除管理を強化することを決定した。同公告は、増値税一般納税者が関税納付書に正確に企業名を記載し、納付書の企業名と税務登記上の会社名が一致していなければならないことを要求している。このため、税務機関は増値税控除範囲に該当する輸入貨物の関税納付書情報を税関が収集した納付情報と照合し、照合結果が一致していない場合には税額控除を否認し、関連情報の一致が確認できた後税額控除を容認する。

## 北朝鮮から石炭輸入を一時的に停止

中国商務部及び税関総署は共同して、国連安全保障理事会決議第2231号措置を履行するため、2017年2月18日付けで「商務部、税関総署公告 2017年第12号」を公布し、今年度の北朝鮮産石炭輸入の一時的な停止を命じた。同公告は2017年2月19日から同年12月31日まで実施する。

## 食品・農産品の輸出入企業の国内外販売の「同種の生産ライン、同等の標準、同等の品質」行動のさらなる規範化と推進に関する国家品質監督検閲検疫総局の公告

国家品質監督検閲検疫総局は、2017年2月22日付けで「食品・農産品輸出入企業の国内外販売の『同種の生産ライン、同等の標準、同等の品質』行動のさらなる規範化と推進に関する公告」(国家品質監督検閲検疫総局 2017年第15号)を公布した。これにより、供給品の品質および供給効率の向上を図り、輸出企業の国内外市場のサポートし、さらなる“三同”の規範化と推進を実施する。同公告と合致する食品や農産品輸出入企業が満たすべき条件を明確にし、食品・農産品輸出企業の国内外販売の“三同”情報共有サービスプラットフォーム及び“三同”宣伝スローガンを紹介し、同プラットフォームの発展を奨励する。

## 各地域の税関政策の最新動向

### ウルムチ税関が医薬品に関する「輸入医薬品の通関リスト」の検閲・照合事項を公布

ウルムチ税関は、2017年2月8日付けで「ウルムチ税関、新疆ウイグル自治区食品・医薬品监督管理局の公告 2017年1号」を公布した。同公告は、国外から税関特殊監督管理区域及び保税物流センター(B型)に輸入する医薬品、税関特殊監督管理区域及び保税物流センター(B型)から国内に輸出する医薬品、並びに国外から税関特殊監督管理区域及び保税物流センター(B型)に輸入麻酔薬品及び向精神薬などに関する手続及び必要な書類について明確にした。

## Contact us お問い合わせ先

### Northern China 華北地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子

Partner パートナー

Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)

Tel: [+86 \(10\) 8508 7054](tel:+86(10)85087054)

### Central and Eastern China 華中・華東地域

Jie Xu 徐潔

Partner パートナー

Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)

Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

### Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚

Partner パートナー

Email:

[vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com) Tel:

[+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)

[kpmg.com/cn](http://kpmg.com/cn)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2017 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2017 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.